

令和6年11月20日

地域計画の策定にかかる協議の場の公表(案)への意見聴取について

地域計画では、人・農地プランを土台に協議の場を設置し、以下の項目について協議し地域農業の将来の在り方を検討し公表することが求められています。

ただし、これまでの人・農地プランの取組において、これらの事項について協議・公表がなされているときは、その結果を地域計画の策定の前提となる協議の結果とみなすことができることとなっているため、それを基に「協議の場の公表(案)」を作成しました。

皆様方にはこの案について、より良い計画となるようご意見を頂き、その意見を反映させたものを12月末に公表したいと考えています。

協議事項

- (1) 農用地の集積、集約化の方針
- (2) 農地中間管理機構の活用方針
- (3) 基盤整備事業の取り組み方針
- (4) 多様な経営体の確保・育成の取り組み方針
- (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

協議の場の公表(案)

青色枠の部分

・区域の変更

人・農地プラン	地域計画
免田東地区、免田西地区	免田地区
上川北地区、上川南地区	上地区
岡原北地区、岡原南地区	岡原地区
須恵地区	須恵地区
深田地区	深田地区
計 8 地区	計 5 地区

農地の貸し借りは、人・農地プランの区域に限らず広域的に行われているため、区域を広めて集積しやすくするとともに、効率的な集約を進めるため、旧町村単位での区域としたいと考えています。

・1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

人・農地プランで協議した内容を転記

黄色枠の部分

(2) 地域における農業の将来の在り方

全地区共通で、アンケート結果を反映し、規模拡大の意向が上回る地区では、農地中間管理機構を活用しながら適正な担い手に集積していくこととする。また、借り手のマッチングが困難な農地については中山間直払い等を活用しながら保全を図る。

規模拡大の意向が下回った深田地区においては、新たな担い手として法人等の育成を検討していく。(アンケートの集計:別紙1中段のとおり)

緑色枠の部分

・2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

農業委員会が作成している目標地図において、農振農用地を区域として作成が進められている。地域計画においても同様とする。(面積の内訳:別紙1上段のとおり)

茶色枠の部分

・3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

全地区共通で目標地図を活用し、規模拡大を希望する農家への集約を行う。

また、隣接する地区や他町村含め広域的な集約を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

全地区共通で貸借の見込まれる農地について、積極的に農地中間管理機構に貸しつけ、担い手の経営意向や目標地図による適正な担い手を検討し集約化を進める。

(3) 基盤整備事業の取り組み方針

町内においては概ね基盤整備が完了しているため、今後、担い手のニーズを踏まえながら大区画化等の検討を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取り組み方針

人・農地プランに位置づけられていた農家に加え、継続的に一定規模(30a)以上の営農が期待できる農家についてもアンケート調査を行った。これらの農家についても優良な担い手ととらえ、経営規模の大小や専業か兼業かのべつにかかわらず地域農業を支える多様な経営体とする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内の農作業の効率化を図るため、各受託組織等に作業委託を行い遊休農地の発生防止を図る。

地域計画にかかる区域の状況

						R6.11.20 (ha)	
地 区		上	免田	岡原	須恵	深田	合計
区域内の農用地等面積	Ⓐ	1,187.1	576.7	602.3	383.1	348.1	3,097.3
農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積		1,055.4	505.2	535.1	331.6	316.8	2,744.1
田の面積		870.3	504.2	532.3	240.5	195.9	2,343.2
畑の面積(果樹、茶等を含む)		185.1	1.0	2.8	91.1	120.9	400.9
規模拡大の意向のある農地面積 (拡大意向)		72.5	41.1	89.7	31.5	12.6	247.4
規模縮小の意向のある農地面積 (縮小意向)		27.6	18.6	14.4	12.8	4.6	78.0
80歳以上の農業者の農地面積 (80歳以上)		26.2	10.9	31.2	14.9	23.7	106.9
うち後継者不在の農業者の農地面積		19.3	7.6	12.9	11.3	14.1	65.2
小 計		53.8	29.5	45.6	27.7	28.3	184.9
拡大意向 - (縮小意向 + 80歳以上)		18.7	11.6	44.1	3.9	-15.7	62.5
地域計画登録者の集積面積 ①		861.2	466.2	510.4	254.3	248.8	2,341.0
集積率 ①/Ⓐ		72.55%	80.85%	84.74%	66.38%	71.49%	75.58%
①以外で中山間での集積面積 ②		51.8	15.0	10.1	22.6	3.4	102.9
①以外で多面的での集積面積 ③		46.8	15.0	8.4	17.0	45.4	132.7
集積面積①+②+③ Ⓛ		959.9	496.2	529.0	293.9	297.6	2,576.6
集積率 Ⓛ/Ⓐ		80.86%	86.05%	87.82%	76.72%	85.50%	83.19%

協議の場の公表(案)

あさ農林 号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年12月 日
あさぎり町長 北口 俊朗

市町村名 (市町村コード)	あさぎり町 (43035)
地域名 (地域内農業集落名)	岡原地区 (宮麓熊野、竹野別府桧山、永岡、斎堂開墾、福留岡麓)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月(農業委員会)、令和6年12月(総合農政協議会) (第一回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

【宮麓熊野集落】当集落では、比較的若い経営体が多い宮麓地区と若い経営体の少ない熊野地区があり、担い手の確保が課題である。また、宮麓地区では山間部の獣害を受けやすい圃場があり受け手とのマッチングが困難な場合も考えられるため地域で検討し、中山間直払い等を活用し保全を図る必要がある。

【竹野別府桧山集落】当集落では、竹野地区で比較的若い経営体が多いものの、別府、桧山地区では若い経営体が少なく、担い手の確保が課題である。

【永岡集落】当集落では、50代、60代の経営体が多く、経営を継承する若い農家も少なくはない。

【斎堂開墾集落】当集落では若い後継者が比較的多いものの、開墾地区では不足している。

【福留岡麓集落】当集落では、若い経営体が4人～5人と少ない。新規就農者に対し農地の貸借は難しいと思われるため、優先的に斡旋していく必要がある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

岡原地区においては現在191経営体が営農を行っている。令和5年度に実施したアンケートで規模縮小すると回答された農家と80歳以上の農家の減少が見込まれる耕地面積は45.6haで、当該地域内での規模拡大を希望される耕地面積89.66haを下回っているため、農地中間管理機構を活用しながら適正な担い手に農地を集約していくことで集積が期待できる。ただし、山間部に近い農地については、耕作条件次第で受け手とのマッチングが困難な場合も考えられるため地域で検討し、中山間直払い等を活用し保全を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	602.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	602.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

協議の場の公表(案)

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※

目標地図により適正な担い手を検討し、規模拡大を希望する農家に集積を行っていく。
斎堂開墾集落を中心に隣接する上地区において借り手の意向が多いため上地区、岡原地区の経営体で広域的な集積を行う。また、竹野別府桧山集落を中心に隣接する免田地区からの入作もあるため、免田地区、岡原地区の経営体で広域的な集積を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

貸借の見込まれる農地について積極的に農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向や目標地図による適正な担い手を検討し段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

概ね基盤整備は完了しているが今後、担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

兼業農家においても継続して耕作を行う農家については優良な担い手ととらえ、市町村やJAと連携し支援を行う。また、農業支援センターや受託組織の充実を図り、生産支援をおこなう。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るためアグリサービスあさぎりや農業支援センターへ作業委託をおこない遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

受託組織による除草やドローンによる防除等、省力化しながら地域内の健全な農地保全、農業用施設の管理を行っていく。